

# 職員特定退職金共済給付金支給規程

## 規程第13号

### (総則)

第1条 職員就業規則第33条の規定により公益財団法人社会貢献支援財団（以下「この法人」という。）の職員に支給する特定退職金共済給付金支給制度（以下「本制度」という。）については、この規程の定めるところによる。

### (本制度の受給適用対象者)

第2条 本制度の受給適用対象者は、次のとおりである。

- (1) 職員が退職又は解雇されたときはその者
- (2) 職員が死亡したときはその遺族

2 前項の遺族の範囲及び順位は、労働基準法に定めるところによる。

### (加入資格)

第3条 勤続1年以上且つ満19才以上で本制度に加入する資格を取得する。

- 2 本制度発足時に加入資格を有する者は、本制度発足時に加入するものとする。
- 3 本制度に加入した者を加入者という。

### (給付の種類)

第4条 本制度の基づく給付の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退職年金
- (2) 退職一時金
- (3) 遺族一時金

### (退職年金)

第5条 加入期間10年以上で退職し、年金を希望したときは、退職年金を支給する。

### (退職年金の支給額)

第6条 退職年金の支給額は、商工会議所特定退職金共済制度規約（以下「規約」という。）に基づき支給する。

（退職年金の支給期間）

第7条 退職年金の支給期間は10年とし、年金開始後10年間の保証期間を付する。

（年金の支給開始）

第8条 年金は、年金を支給すべき事由が発生した月の翌月以降最初に到来する支給期日から支給を開始する。

（年金の支給方法）

第9条 年金は、3ヶ月分とりまとめて年4回支給する。

（保証期間中の継続支給）

第10条 年金受給中の者が保証期間中に死亡したときは、保証期間中の年金はその遺族に継続して支給する。

（退職一時金）

第11条 加入者が勤続1年以上で定年に達する前に死亡以外の事由で退職したときは、退職一時金を支給する。

（退職一時金の支給額）

第12条 退職一時金の支給額は、規約に基づき支給する。

（遺族一時金）

第13条 加入者が定年前に死亡したときは、その遺族に遺族一時金を支給する。

（遺族一時金の支給額）

第14条 遺族一時金の支給額は、規約に基づき支給する。

（年金及び一時金の受給時の手続）

第15条 年金及び一時金を受給しようとする者は、次の書類を財団に提出することを要する。

- (1) 戸籍抄本
- (2) 印鑑証明書
- (3) その他財団が必要とする書類

(制度の運営方法)

第16条 この法人は本制度の健全なる運営を図るため、第5条、第11条及び第13条の給付については加入者を被保険者として東京商工会議所と退職金共済契約を締結し、年金基金の管理運用及び年金給付の事務をこれに行わせる。

(保険料の負担)

第17条 前条の退職金共済契約に基づく保険料は、全額この法人が負担する。

(勤続期間の計算)

第18条 本規程における勤続年数の計算は、加入者がこの法人の職員となった日の属する月から、解雇され、退職し又は死亡した日の属する月までの年月数とする。

2 休職期間は勤続年数に算入しない。ただし、職員が休職を命ぜられ他の機関に派遣された期間は、職務についたものとみなす

(規程の改廃)

第19条 本制度が廃止されたときは、年金基金を退職金共済契約に基づく各加入者の責任準備金に比例して各加入者に配分する。ただし、すでに年金の支給を開始した加入者に対応する基金はこれを配分することなく当該加入者に継続して年金を支給する。

附 則

本規程は、平成22年9月1日から施行する。